

平成27年 国勢調査へのご協力をお願いいたします

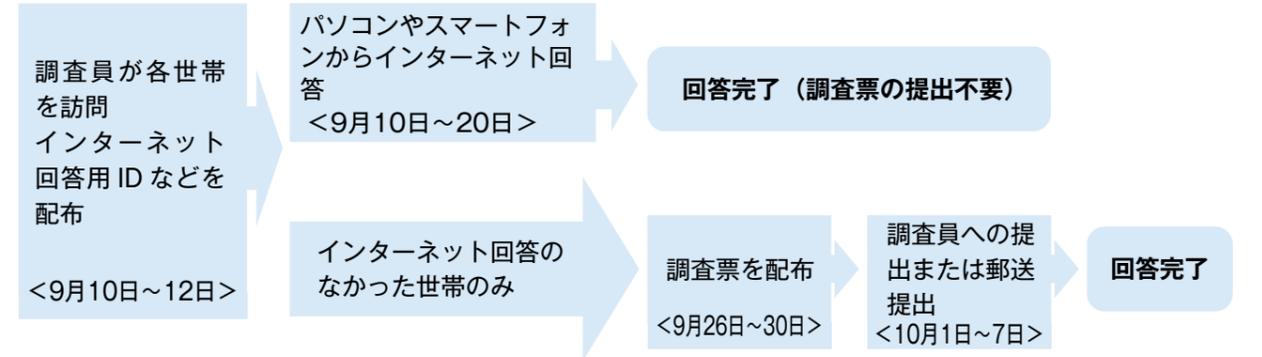
平成27年10月1日に国勢調査が実施されます。国勢調査は日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。

9月上旬より調査員が各世帯を訪問しますので、調査にご協力いただきますようお願いいたします。調査の内容は、男女の別、出生の年月、就業状況、従業地または通学地、住居の種類など全部で17項目です。

また、今回の調査からインターネットやスマートフォンを利用した**オンライン調査**が導入されます。オンライン調査で回答すると、調査票の記入・提出が必要ありません。より便利で、簡単に回答できますので、ぜひご活用ください。

▶ 調査の流れ

調査員がまず、「インターネット回答の利用案内」を各世帯に配布します。その後、インターネット回答期間内に回答のなかった世帯だけに、調査票を配布します。



▶ 調査員について

各世帯を訪問する調査員は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。国勢調査では、世帯員や世帯のことに回答をいただきますが、調査員は守秘義務がありますので、絶対に他の人に内容を知られることはありません。

また、調査員が各世帯を訪問する際は、**国勢調査員証（顔写真入り）**・**国勢調査従事者用腕章**を身につけて伺います。

▶ 調査結果の利用

国勢調査から得られる人口構成、経済活動状況（産業・職業など）、世帯構成と世帯の居住状況などの結果は、国・都道府県・市町村における各種の計画や施策をはじめ、さまざまな分野で幅広く利用されます。

公正な行政運営
のための利用例

- ▶ 衆議院の選挙区の策定
- ▶ 地方交付税の交付金額の算定基準

社会経済の発展
を支えるための
利用例

- ▶ 民間企業の需要予測や立地計画などの経営管理
- ▶ 学術・研究機関における人口学・経済学など社会経済の実態や動向に関する実証研究

公的統計の作成・推計のため
の利用例

- ▶ 毎月の最新の人口や将来人口を推計するための基礎データ
- ▶ 各種統計調査のための基礎資料

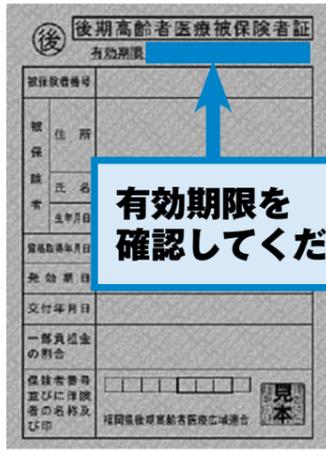
▶ 国勢調査 2015 キャンペーンサイト <http://kokusei2015.stat.go.jp/>



後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

8月からの被保険者証は「柿色」です

8月1日から使用できる被保険者証（柿色）を7月下旬に郵送しています。「水色」の被保険者証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（柿色）を医療機関の窓口へ提示してください。新しい被保険者証（柿色）が届いていない場合は、住民課窓口（後期高齢者医療係）へお問い合わせください。※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。



有効期限を確認してください

後期高齢者医療被保険者証

限度額適用・標準負担額減額認定証は8月が更新時期です

限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」といいます。）の有効期限は、7月31日までです。減額認定証をすでにお持ちの人で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送しています。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である人が、入院または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担は限度額（表参照）までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。なお、新たに減額認定証の交付を希望される場合は、住民課窓口での申請が必要です。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑

【減額認定証を使用しなかった場合】

負担区分が区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人が減額認定証を使用しなかった場合、病院窓口で自己負担限度額より多い金額を支払わなければならない場合があります。自己負担限度額を超えた金額を支払った場合は、診療月のおよそ3か月後に高額療養費として払い戻しがあります。

※高額療養費の請求方法

- ① 初めて高額療養費に該当する場合
診療月のおよそ2か月後に後期高齢者医療広域連合から申請用紙が郵送されます。申請用紙に振込先口座をご記入のうえ、住民課に提出してください。
- ② 以前に高額療養費を請求したことがある場合
以前にご登録されました振込先口座に高額療養費が振り込まれますので、お手続きの必要はありません。

▼問合せ先

住民課
☎ 932・1467（ダイヤルイン）
☎ 932・1151（内線115）
福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 651・3111

自己負担限度額

負担区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% [過去12か月以内に高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は、44,400円]
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

※区分Ⅰ、区分Ⅱに該当する人（世帯全員が市町村民税非課税の人）は減額認定証が交付されます。